

様式第1号（第3条関係）

審査基準整理票

処 分 名	入院患者の医療の公費負担の承認		
根 拠 法 令 名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）		(条項)第37条第1項
基 準 法 令 名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）		(条項)第37条第1項
所 管 部 署	健康保険部(局)	保健予防課(室)	感染症対策グループ
標 準 処 理 期 間	15 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて（平成11年3月19日厚生省保健医療局長通知）】</p> <p>・掲載図書等【感染症法令通知集】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[入院患者の医療の公費負担の承認に係る審査基準]</p> <p>入院患者の医療の公費負担の承認に係る審査基準は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項及び上記文書の名称欄に掲げる通知のとおりとする。</p>			

参 考

[根拠法令・基準法令]

(入院患者の医療)

第37条 都道府県は、都道府県知事が第19条若しくは第20条（これらの規定を第26条において準用する場合を含む。）又は第46条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）又はその保護者から申請があったときは、当該患者が感染症指定医療機関において受ける次に掲げる医療に要する費用を負担する。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療
- (4) 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2、3 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。